

1. 件名：「玄海原子力発電所3，4号炉及び川内原子力発電所1，2号炉の地震等に係る新基準適合性審査（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事業者ヒアリング（13）、（13）」

2. 日時：令和5年3月30日（木）10時00分～11時40分

3. 場所：原子力規制庁9階耐震会議室

4. 出席者（※：テレビ会議システムによる出席）

原子力規制庁：名倉安全規制調整官、佐口主任安全審査官、谷主任安全審査官、西来主任技術研究調査官※、鈴木安全審査専門職、馬場係員、松末技術参与

九州電力株式会社：土木建築本部 副本部長 他9名

（このうち3名はテレビ会議システムによる出席）

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 提出資料

<<本年3月28日に受取済み>>

・川内原子力発電所1号炉及び2号炉 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 審査資料の品質確保について（コメント回答）

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	原子力規制庁地震・津波のスズキですそれでは時間になりましたので川内及び玄海審査資料の品質確保についてコメント回答のヒアリングを始めたいと思います。資料は、3月28日付けで、
0:00:17	九州電力から事前提出がありましたので、まずこの資料について説明をお願いします。
0:00:24	はい。九州電力のイマバヤシです。よろしくお願いいたします。
0:00:28	本日準備いたしました資料は、資料の右肩、資料番号T T S 02 p T G 020の1点でございます。
0:00:38	では資料に基づきまして川内及び玄海の審査資料の品質確保についてコメント回答のご説明をさせていただきます。
0:00:47	表紙をめくっていただきまして1ページをお願いします。
0:00:52	3月11日に行われました第1126回審査会合におけるコメントを示しております。2点ございまして、1点目は、
0:01:02	当社及び委託先の業務プロセスを明確にし、どのプロセスに問題があったかを明らかにした上で原因分析を整理すること。
0:01:11	その上で原因分析と是正措置の関係を明確にすること。
0:01:15	2点目が、是正措置の整理にあたっては、ヒューマンエラーが起こらないプロセス及びヒューマンエラーが起こった場合に見抜けるプロセスがそれぞれ構築できているかの観点、視点で整理すること。
0:01:28	いうふうに整理してございます。
0:01:30	2ページは、目次になりまして3ページをお願いいたします。
0:01:35	3ページ全体概要を示しております。こちらにつきましては
0:01:39	前回の審査会合でご説明した内容、1ポツ目の事象No. 1二つスタート爪の事象No. については変更ございません。
0:01:49	3ポツ目につきましては、1126回審査会合のコメントを踏まえまして、業務プロセスを明らかにした上で原因分析を整理し、
0:01:59	原因と再発防止策の関係について明確化したということでちょっと記載を一部修正してございます。4ページをお願いいたします。
0:02:07	こちらが改善措置活動の流れになります。
0:02:10	こちらも大きくは前回の審査会合でご説明した内容と大きな変更点はございません。前回複数ページにわたってご説明していたものを、ちょっと1ページにちょっと集約する形で変更を行ってございます。
0:02:23	で、右下のグレーの囲みのところですがけれども、前回のコメントを踏まえまして、調達要求、それから図面編集作業、資料作成チェック、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:34	の業務プロセスを明確にするるとともに問題となった行動を抽出すると。
0:02:40	それから、問題となった行動を踏まえて原因分析について整理する、そして整理した原因と再発防止策の関係を明確化するということでこれを次項以降に示してございます。
0:02:52	5 ページをお願いいたします。
0:02:55	業務全体のフローを示してございます。
0:02:58	ところ、今回は調達要求、図面編集作業、資料作成、チェックということで3段階、示してございます。このうちの一番上の調達要求については、
0:03:09	今回、資料に初めて期さ初めてといたしますか追加する形で示してございます。
0:03:15	この調達要求の中では、当社の方から仕様書を発行し、委託先で計画書類を作成提出、そしてそれを当社の方で承認すると。
0:03:25	いうプロセスがございまして、こちらにつきましても10ページ以降で自営詳細についてご説明をさせていただきます。
0:03:32	6 ページをお願いいたします。
0:03:35	こちらが調達要求段階における事象の整理ということで、資料の構成といたしましては業務フロー、業務プロセス、そのプロセスにおける具体的な行動。
0:03:47	そして問題点の有無という構成で資料を作成してございます。
0:03:53	まず、仕様書の発行につきましては、当社はその委託の概要明細等を記載した仕様書を発行しておりまして、この仕様書の中で記載している内容といたしましては、
0:04:05	委託の内容、品質保証の要求事項、委託実施要領書の作成といったことを証書に記載してございます。
0:04:14	この仕様書を受けまして委託先の方で、計画書類の作成を行っております。
0:04:21	まず、品証計画書におきましては、文書の作成において、作成、審査承認の体制で実施することというのが記載されてございます。
0:04:32	そして委託実施要領書につきましては、目的、業務範囲内容、業務の手順、業務の体制といったことが、この中で示されております。
0:04:44	米印を打ってございますけれども、業務の手順につきまして、ついてですが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:49	今回の図面の誤りがありました。編集作業につきましては、審査し、審査資料作成助成業務という位置付けで実施しておりますけども、この
0:05:03	業務自体が、委託実施要領書作成時には、まだ具体的なその作業内容というのが確定してはおりません、ありませんので、手順を確定させることが困難であったと。
0:05:14	ということで、この業務につきましては、業務の実施段階で、事前協議を行い、対応することとさせていただきます。
0:05:23	で、委託先の方から提出された計画書類につきましては、当社の要求事項を満足していることを確認し、承認を行ってまいります。
0:05:34	この調達要求におけますプロセスにおきましてプロセスと、この具体的な行動におきましては、適切な業務を実施してございまして、本件の事象となる問題はないというふうに整理をさせていただきます。
0:05:48	7ページをお願いいたします。
0:05:52	図面編集作業段階における事象の整理を行ってまいります。
0:05:57	まず
0:05:58	図面の編集依頼。
0:06:00	2つおきましては、当社は委託先と事前協議を行いまして、委託先依頼します。この具体的なやり方としましては、
0:06:10	ヒアリング資料の修正ということでその資料を提示した上で、複数の作業をメールにて指示しております。
0:06:19	で、この指示の内容につきましては、
0:06:24	作業内容の認識を、メール、或いは口頭にて共有を行ってまいります。
0:06:30	詰め編集内容の指示、これ委託先の方でのやりとりになりますけども、指示内容の明確化と記録管理のため、メールで作業内容を指示することにしてございまして、
0:06:43	このとき、依頼を受け、以来、当社開示依頼をしました複数の図面編集作業を、メールにて指示しております。
0:06:51	図面の編集段階におきましては、
0:06:54	委託先の中で、認識のそごを防止するために、作業手順のメモを作成し、組織の中で共有を行って行っております。こういう確認を行っております。
0:07:06	このときに委託先の方で作成しました作業手順メモですけども、
0:07:12	大きく5点ございまして、
0:07:16	作業指示メール、それから資料の受領をします。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:20	そして、次に作業内容及び不明点の確認を行う。
0:07:24	そして図面編集作業を行う、実施しまして、
0:07:28	指示内容に対して漏れがないことを確認、そして最後に、編集した図面について審査承認を得る必要に応じてエビデンスのチェックを行うと。
0:07:38	いう手順を作成してございます。
0:07:41	この中で具体的な行動といたしまして、まず1点目の、
0:07:46	作業指示メールに、作業指示、
0:07:50	それから資料の受領については資料、必要な指示それから必要な資料を受領していると。
0:07:57	2点目の作業内容及び不明点の確認につきましては、作業内容については、確認を行ってございましたけども、不明点については確認を行っていなかったというのが事実でございます。
0:08:10	これは、担当者が承認者への確認を不要と判断したと、いうことが、
0:08:16	その理由でございます。
0:08:19	そして3番目、
0:08:21	図面の編集作業におきましては、誤ったデータを参照し、依頼のあった伝達関数の編集作業を実施しております。
0:08:29	4番目の編集か、
0:08:33	指示内容に対して漏れがないことの確認に対しましては、もれなく編集箇所を編集作業をやっているということを確認してございます。
0:08:42	そして5番目の点、エビデンスのチェックにつきましては、これは担当者は、承認者に対してエビデンスは提示してなかったと。
0:08:52	いうことが実際の行動でございます。
0:08:58	図面の編集編集図面のチェックにおきましては、品質計画書におきおきまして基づきまして、担当者が作成した成果物の審査承認を行うということで、
0:09:10	チェック者及び承認者につきましては、編集した図面の審査承認を行っております。
0:09:17	ただし、図面編集のエビデンスの提示は求めなかったというのが、事実でございます。
0:09:24	こうしたプロセスそれから後、その際の具体的な行動、見ました際に、下線で引きましたAからDまで、この4点が今回の事象誘発した行動ということで抽出をいたしまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:37	これをこの4点について英語のページで原因分析を実施することといたしました。
0:09:43	8ページをお願いいたします。
0:09:46	審査資料作成チェック段階における事象の整理です。
0:09:51	まず、編集図面の受領2におきましては、当社の担当者が、両受領した編集結果の内容を確認し審査資料を作成すると。
0:10:03	ことでこの際に、当社の担当者は、受領した図面の編集指示を行った箇所へ、
0:10:11	具体的な字句の変更や清野削除ですけども、
0:10:14	これらのみを確認した上で審査資料を作成してございます。
0:10:18	そして資料のチェックにおきましては、当社のチェック者、
0:10:23	が、技術事項、それから一般事項の両面から、審査を行いまして、審査チェックを行いまして承認者が承認を行ってございます。
0:10:32	チェック項目といたしましては、技術的な事項、一般事項事項、示してございますけども、技術職、技術事項につきましては前回からの変更点相違点、記載内容、
0:10:43	規則指針との合致一般事項につきましては、誤字脱字等の確認を行うということをやってございます。
0:10:53	この際に、チェック者は、前回からの変更点について確認を行ってございましたけども、当該詰めにつきましては、図面編集指示を行った部分、
0:11:04	のみをチェックしていたと、ということがございます。
0:11:08	で、この、この段階におけます、問題点といたしましては、下線を引きましたEとF
0:11:15	この2点が、本件事象を誘発した行動ということで抽出いたしまして、同様に後のページで原因分析を実施することといたしました。
0:11:26	9ページをお願いいたします。
0:11:33	前ページまでで通知しました
0:11:36	事象を誘発した行動につきまして原因分析を行ってございます。まずこちらの9ページが、事象No. 1に関しての分析の内容になります。
0:11:49	上段の基オレンジ色のハッチのところですけども、まずAとC、他委託先の担当者が、委託先の承認者への不明点の確認は不要と判断したこと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:01	それから、図面の編集チェック者承認者に、図面編集のエビデンスを提示しなかったということがございますけども、これは委託先の担当者が、
0:12:12	簡単な作業であったと。字句の編集だけ、編集という、簡単な作業だということで、作業内容を連絡する必要ないと考えた、省略したというところが、原因として挙げられます。
0:12:26	Dのチェック者、それから承認者につきましては、この編集した図面のエビデンスの提示を求めなかったということがございます。
0:12:34	これにつきましては、
0:12:36	チェック者承認者は2020年度の委託報告書のデータを運用する、さかのぼって、ただデータを引用して編集作業を行うとは思っていなかったと。
0:12:46	これなぜかと言いますと、チェック者承認者はその作業編集図面変更の作業方法について、担当者増と認識を合わせていなかったと。
0:12:56	ということが原因としてこのような事態になってございます。
0:13:00	下の水色のハッチのところになりますけども、委託先担当者は、図面編集の際に誤ったデータを参照してとしたと。
0:13:09	ということにつきまして、まず委託先の担当者につきましては、ヒアリング資料の図面の基となるデータ、これは2021年度になりますけども、
0:13:19	そのデータではなくてさらにその元となる解析を実施した2020年度の委託報告書のデータを参照する方法をとっております。
0:13:28	これは委託先の担当者が、
0:13:32	複数のデータある中で取り違えを避けたいということから、さかのぼった方がいいだろうということで実施したものでございます。
0:13:43	それともう1点、委託先の担当者は2020年度のデータさかのぼったデータについては、すべてQ52.5の紙データしかないだろうというふうに思い込んだということが挙げられます。
0:13:55	これらの原因を持った県事象をもとにいたしまして、原因といたしましてはまず1点目。
0:14:03	委託先のチェック者、承認者が
0:14:08	今回の作業に対しまして、
0:14:10	字句の変更のみを行っているというふうに考えておりましたけども、実際は委託先の担当者は、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:16	データをさかのぼって編集していたということで認識にずれがあったと。
0:14:21	それから、この委託先の担当者は、
0:14:23	既往のデータを、
0:14:25	にさかのぼって作業を行う方が、近藤避けることができて誤り防止に繋がるという判断を行いましたけどもその内容を共有してなかったということから、
0:14:36	まず一つ目の原因といたしまして、担当者と承認者からのコミュニケーション不足と。
0:14:42	ということで整理してございます。それからもう1点2点目ですけども、
0:14:46	委託先の担当者が、急行はこのデータ、
0:14:51	ていうのを、Q52.5のデータと思い込んでしまったということで思い込みによるデータ参照の誤りというこの2点を抽出してございます。
0:14:59	ただこの原因の2の思い込みにつきましては、
0:15:04	そもそもコミュニケーションのふす不足によって、思い込みによる誤りを、に気づくことができなかった。事前にちゃんとコミュニケーションをとってればこの思い込みもなかったのではないかというふうにも考えられますので、
0:15:16	主たる原因といたしましては原因の1の方、担当者と承認者間のコミュニケーション不足というふうに整理を行っております。
0:15:25	10ページをお願いいたします。
0:15:27	10ページが、こちらが同じく委託先の方になりますけども事象のナンバー2の整理になります。
0:15:35	オレンジ色の部分は、9ページと同じ内容になってございまして、市、
0:15:41	左下の委託先の担当者が、図面1歳で誤ったデータを参照したと。
0:15:46	ということで、こちらにつきましては、
0:15:50	今回は結局図面編集の際に、同定結果のグラフを作成し、12月2日のデータを参照すべきところを誤って、9月9日のデータを参照してしまったと。
0:16:03	これにつきましては、指示された図面の二つのグラフは、9月9日にどちらも作成されておりましたけども、
0:16:10	同定結果のグラフのみが10月2日に再度作成されているとは思わず、9月9日の図、同定結果のグラフが既許可の図面と勘違いしてしまったと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:20	それと、
0:16:21	委託先の担当者が、
0:16:23	同定結果のグラフが10月2日に変更されている事実、及びその管理を適切に把握しないままデータを参照したと。
0:16:30	いうものでございまして、原因につきましては、先ほど同様1と2、2点を抽出しております、こちらも同様に、主たる原因といたしましては、1、原因の1の担当者と承認者間のコミュニケーション不足というふうに整理をしております。
0:16:47	11ページをお願いいたします。
0:16:53	資料作成それからチェック段階における原因の抽出でございます。
0:17:00	まず当社の担当者資料作成者ですが、こちらが受領した図面の編集指示箇所のみを確認したという口頭に対しまして、
0:17:11	当社の担当者は、受領した図面が線型軸から対数軸への変更、それからへんの線の削除。
0:17:19	を実施したものと考えてた。それ以外の内容が変更されるとは考えていなかったと。
0:17:25	で、こういう、これに、こういう思いに至った背景といたしましては、もともとこの図面自体がすでに作成済みの図面、それを編集するという作業であったことから、
0:17:37	簡単にできる、単純な作業だと思っていたと。
0:17:40	というのが、
0:17:42	その経緯となります。
0:17:45	それともう一つ、当社のチェック者は、当該図面に対して編集指示箇所のみをチェックしたということでございますけども、こちらにつきましては、当社のチェック者は、
0:17:55	技術事項のチェックに当たりまして、2点、線形時から耐水事項の変更及び線路削除が実施されていること。
0:18:04	それから一応、図面の確認につきましては、この伝達関数の一次ピークが観測記録と整合していること、こういったことを確認していたということにして、
0:18:16	このチェックを行う段階で、その担当者の方から、すでに作成した図面の編集であると、単純な作業ですということで、聞いていたことから、
0:18:27	大きな間違いはないだろうというふうに思い込んでいたというところでございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:31	これをもとに原因といたしまして、
0:18:34	ちょっと2点挙げてございます。当社の担当者は、指示した箇所以外の編集前後の結果の整合性を確認を行っていません。
0:18:43	そしてこの、
0:18:45	作成された図面がどのようなチェックがされて提出されたかについてを確認していませんということから一つ目は、
0:18:52	一つ目といたしまして図面編集があった場合の確認方法に対する認識の不足不足。
0:18:58	それからもう1点、チェック者につきましても、資料、審査資料に用いた図面に対する正しい視点でのチェックが不足していたと。この2点を、
0:19:09	原因として整理をしております。
0:19:12	12ページをお願いいたします。
0:19:16	委託先における是正措置計画になります。
0:19:20	原因につきましては、
0:19:22	先ほどご説明しました通り、2点ございますが、主な原因といたしましては担当者と承認者間のコミュニケーション不足というふうに整理してございます。
0:19:32	ここの、ここでこの図の上に破線の囲みを入れておりますけども、
0:19:38	作業を実施する前に、委託先の中で、作業に関する共通認識を図ることによって、作業者の思い込みを防止し、チェック者、それから承認者のチェック体制も強化すると。
0:19:51	いう観点で是正措置の検討を行っております、まず1点目としまして、図面編集前の作業内容の確認による誤りの発生防止と、
0:20:01	ということで、具体的には作業手順書、指示書等で、目的条件方法というものを具体化し組織内で共有すると、いうことを実施を行います。
0:20:11	これはヒューマンエラーが生じないようにするための対策になります。
0:20:16	そして2点目といたしましては、図面編集編集図面の参照データを確認すると。
0:20:23	これはチェック者、それから承認者が、図面が正しいデータで編集されているかについてを確認すると。
0:20:31	ことになります。
0:20:32	原価につきましては、本件審査会合資料について確認を行って、誤りがなかったということを確認してございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:41	それと、もう一つ、補
0:20:43	こちらは今回ちょっと新しい情報になりますけども、本件審査会合の品質確保に万全を期すために千田についても同様に、確認を実施いたしました。
0:20:54	その結果、誤りがなかったことを確認してございます。
0:20:58	で、こちらの是正措置につきましては、誤りを見抜くためのチェック体制を強化するという観点です。
0:21:06	それと、さらなる環境改善といたしまして是正措置の3番になりますけども、ファイル参照時の誤りを防止するために参照ファイルのネーミングルールを実装に明記すると。
0:21:18	というのが3点目。そして4点目に、教育を実施すると、こういうことを是正措置として立案いたしました。
0:21:25	13ページをお願いいたします。
0:21:27	こちらが当社の是正措置計画になります。
0:21:31	抽出した原因といたしましては2点でして、それぞれに対しまして是正措置、大河内、整理してございます。まず1点目が、図面の編集前後の整合性確認ということで、
0:21:44	編集前後で図面がちゃんと整合してるか確認すると。
0:21:48	それから、2、こちらの2ポツ目につきましてはちょっと今回追加した内容になりますけども、
0:21:54	委託先にて編集作業を行った図面に対しましては、委託先でどのようなチェックがなされて、図面が出さ図面を提出してきたのか。
0:22:06	ということでチェック方法も、図面の中に合わせて確認するということで
0:22:13	事を計画してございます。
0:22:14	それから2点目といたしまして、審査資料のチェック方法項目の具体化です。
0:22:21	こちらは1、1と2、これにつきましては誤りを見抜くためのチェック体制を強化するという観点でA系是正措置計画を立案してございます。
0:22:31	そして3点目、委託先における是正措置の確認ということで、委託先において検討を実施した原因分析是正措置の内容を確認し、これが適切に実行され、効果を発揮していることを確認する。
0:22:44	そして4点目に教育を実施すると。
0:22:47	この4点を是正措置の計画として立案してございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:52	問5のページは参考資料になりますけども、参考1では事象1の誤りの箇所を図面、
0:22:59	誤り箇所では参考には、事象ナンバーには誤り箇所を添付してごさいます。
0:23:04	説明については以上な、以上です。
0:23:11	はい。ご説明ありがとうございました。前回の会合では一応コメント二つに、
0:23:17	分けていて、そのいずれもこの個別にこのページに、これ、この回答っていうものでは多分ないと思いますのでお互いリンクしてるんですね。
0:23:27	これで説明があったということで、ちょっと資料として、前回会合で言ってるようにプロトのプロセスのどの段階どこを改善するのかっていう
0:23:39	のが段階というよりもさらに何に問題があったのかそのどの段階のどんなに問題があったのかっていうのをきちんと導き出して、改善策につなげているかということ。
0:23:50	けど、
0:23:50	ちょっとその中身は多分5ページ以降になるんですけど、
0:23:54	先に、しょうがないところだけ言っておきます4ページ目の、
0:23:58	不適合処置、右側ですよ。
0:24:01	これ最後なんか完了するのが、何か社内にとじゃなくって、我々に提出すると完了ってなってるんですけど、基本その社内で閉じるん。
0:24:11	てあるから、ここってその提出できる資料が完成し社内で多分誰かが、
0:24:16	利用するんですよ。
0:24:18	そうならば終わりなんじゃないんですかと思うんですけども。
0:24:21	我々に出すと、我々が受け取らないと終わらないとっていうのはちょっと変かなと思ったんですけど。
0:24:29	はい、九州電力のイマバヤシです。
0:24:31	我々とこれはあくまで我々社内での整理にはなりますけれども、審査資料、
0:24:38	提出いたしました審査資料に誤りがあったということで、その資料をまた出すということが、最終的な措置の完了というふうなちょっと認識を持っておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:49	基本的には、基本的にはと申しますか我々といたしましては、資料を出したというところ、プロセスをもって、措置が完了というふうにはしたいというふうに思っていますけれども、こちらにつきましては、
0:25:04	楨規制庁さんの方のご意向等もあるかと思しますのでそこはちょっと調整、
0:25:10	さしていただければと思う。
0:25:12	ではいますが、
0:25:15	ご意向というか、どこだったかなあ、東北、
0:25:19	臨海だったかな。
0:25:20	何かとか、業務改善プロセスの中に、所々何か規制庁が入ってきていて、
0:25:28	入ったり、そこでおかしくないですかっなのは、介護だったかな、どっちかっていう気がするんです。
0:25:33	ええ。
0:25:34	基本こっって、委託先と御社の中で、別に閉じていけばよくて、何か我々が何か受け取ったか受け取ってないかも関係ないんですね。
0:25:44	正しい資料ができたという、ということなんですこれ間違っていたものを除去して取り除いて正しいものにすれば終わりなので、
0:25:52	別にここは提出っていうところにこだわる必要ないんじゃないですかと。
0:26:03	誰かが、
0:26:13	はい。吸収力イマバヤシさ、承知いたしました。では当社の中で、資料を修正して、したというところをもって先生、不適合の処置は完了という
0:26:23	扱いにさせていただきます。
0:26:30	はい。
0:26:31	ちょっと5ページ以降ですかね、今回追加になったところを見ながら、
0:26:39	最終的に
0:26:41	何に問題があってどこを直しに行くのかがはっきりしているかを確認していきますと、
0:26:46	5ページ目は、前回もあったようなフローでそこに
0:26:50	委託概要明細とかこの辺を少し加筆していてこれ後に出てくるので、
0:26:56	6ページ目ですかね、行きましょうか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:01	ちょっとこれは単なる確認なんですけど、委託内容のところ 2、巻いた委託仕様書か。
0:27:08	委託内容品証経営実施。
0:27:11	委託実施要領書の作成とかいろいろあるんですけどね。
0:27:15	品質保証要求事項をもとに作られる
0:27:20	ものって、具体的に何を書くんですかね一応しその 1 個下の白ダイヤを見ると、品質保証計画書には作成審査承認の体制に実施するっていう。
0:27:33	何かその体制だけを書かせている。それを、それでもあるっていう、そのぐらいの内容なんでしたっけこれ。
0:27:43	はい。九州電力濱田でございます。
0:27:46	品質保証要求事項ですね求めています
0:27:49	委託先の品質保証体制の構築と、
0:27:53	いうところになりますんでそこは委託のグレードによりますけれども今回の委託内容は、品質保証計画書の提出をもって、
0:28:01	非常体制の構築を示していただくということになります。その内容につきましては
0:28:06	いわゆる
0:28:08	尺とかソウノ品種、一般的な品証要求ですね、に原子力特有のですね、要求事項、追加したような、
0:28:16	ことでいわゆる、
0:28:18	品証体制の責任の明確化だったりとか、あと、基本的な
0:28:23	業務の
0:28:24	実施、あと
0:28:27	不適合管理であったりとか、いわゆる品証マネジメントシステム全般的な内容になります。以上です。
0:28:33	はい、わかりました。ちょっと、何を聞いたかという、
0:28:40	今の品証の話とあと業務実施要領書に基づいて具体的に業務を実施していくものと、
0:28:46	あとは、
0:28:48	これは業務計画書は、解析、解析に係る業務計画書の作成というふうな仕様書の要求には書いてあるので、
0:28:58	これはだから今回のものは解析ではないから、仕様書のうちそこは該当しないわけですね。そうすると一じゃどこに紐づいているかという一応品証要求は、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:10	商品要求を満たすというものを確認して委託はしていて、
0:29:14	いるので、委託実施要領書に基づいて実施するそこが紐づくんですね。
0:29:24	技術戦略ハマダでございます。委託のどの、どういう体制でも行われたかということ。
0:29:31	言いますとまず品質保証計画書に基づく品証体制の構築のもとに、具体的な委託の中身については委託実施要領書、
0:29:41	において実施するというような構成、立て付けになります。以上です。
0:29:47	わかりました。
0:29:49	とですね、尚早すると。
0:29:58	です。
0:30:03	はい。で、6ページは最後んとこ、後々業務手順ですね、これ業務手順どの辺、どのぐらいのことが書かれているのかなと思ったんですけど、図面解析、運営作業とか、おそらく後々、
0:30:20	いた当年度の途中で正しく審査会合で議論して追加の解析が必要になったようなものとかは、多分都度、
0:30:27	協議してやりますって多分そういうことだと思んですけど。
0:30:31	何か業務手順ってそどのぐらい細かく書かれるものなんですかね後だと、作業手順とか業務手順とかやら手順でいっぱいあるんで、どの程度の粒度で書かれるものなんですかね、これは。
0:30:44	後々協議して業務手順を決めろってことなのか、業務実施段階で事前協議を行ってやりますよというものが、業務そのものそれが、
0:30:55	業務手順なのか、ちょっとそこら辺を教えてもらっていいですか。
0:31:02	九州電力のイマバヤシです。
0:31:07	今回の図面の編集、これは助成業務ということで、実施しているものになりますけれども、これにつきましては、
0:31:17	その作業の発生した都度、委託先と業務内容について確認をし、実施するというようにしてございまして、
0:31:28	それ、具体的なその業務の手順という意味では、その協議の中で確認をしていく、そして具体的な作業につきましては、委託先の方で、
0:31:38	どう、その作業の手順を整理した上で作業を実施していくと、というようなやり方をやってございます。
0:31:45	以上です。
0:31:46	は、規制庁のナグラです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:51	解析に係る業務に関しては、業務手順は、
0:31:56	これは委託先の、
0:31:58	実施要領書の中で具体的に明記してあるんだけど今回の
0:32:04	審査資料、
0:32:07	作成助成業務、
0:32:09	に関しては、これは特に明確な手順を決めていたわけではなくて、
0:32:15	その都度、必要に応じて調整をすると調整対応すると。
0:32:21	いう、これはそういうふうなことが要領書に書いてある。
0:32:26	という理解でよろしいですか。
0:32:28	はい。九州電力の徳永です。当社ですね委託仕様書の中に、そういう 今回の編集図面の助成業務については、事前に会社間に協議をした上 で、
0:32:40	作業を進めるということを書いてございまして、名倉さんが今おっしゃ っご指摘いただいた通りの認識の進め方をしてございます。
0:32:55	それと、実際今回の事象1のNo.1No.2なんですけども、実際に本当にメー ルで依頼する前にですね全体的に今回、
0:33:06	該当とどうなった人もともにヒアリング資料ですね、委託先と面着で事 前協議で大体こういう編集をやりたいんだという話を、委託先のところ と事前すり合わせた上でですね、
0:33:19	それで、別途翌日以降にメールで指示をしているというものになります。
0:33:30	長ナグラです。今回の場合については、
0:33:35	個別で事前協議なんだけれども、特に複雑な作業を変えが介在するわけ ではないという理解のもと、
0:33:45	あまりこう具体的な内容までは協議しなかった。
0:33:49	する必要がなかったと判断したということですよ。
0:33:54	はい。わかりました。
0:34:05	はい、わかりました。そして規制庁スズキですけど、そうすると次の7 ページ目について、
0:34:11	7ページ目の飛田業務プロセスの方の苦労代ですね。
0:34:16	これはだから、今日、あらかじめ協議はしたけれども解析ではなくて、 単純作業ではあったので、
0:34:22	この細かいその手順まで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:25	いわゆるその解析で言うところの委託先のその要領書みたいな、書いてあるような細かいルールのものまでは当然やってなくて、
0:34:32	協議をしました。はい。
0:34:35	その結果ですね、協議の結果とさらには、メールで受領した内容を、
0:34:42	メールで委託先に送って、ここは具体的に、事前に協議もしてるしどういいう作業をして欲しいかどういいうものが出てくればいいのかというのは、詰め切っているのだからここには問題がなかった。
0:34:53	それを委託先の中で落としていったところで、この幾つかある資料代ですわプロセスと次具体的行動に行きたいんですけど、
0:35:03	ちょっとこの委託先の運用って言うのは、何か規定みたいなものなんですかそれとも暗黙の、
0:35:11	こんな感じでやるんだよねっていう運用、ちょっと運用とか運用ルールとかですね、所々出てくるんですけど、もちろん運用みたいなものにも運用の切った、何かちゃんと聞かされているものと、
0:35:23	何かそうでないものがあるとは思んですけど、ちょっとその辺を教えてくださいっていいですか、この運用って出てくる、委託先。
0:35:33	はい。九州電力の徳永です。まず当社の方に提出いただいた委託実施要領書等にそこまで細かいのがまず記載して、うちと委託先の契約の中で、川下証明の中にこういったものが、
0:35:47	基本ないというところでございます。で、実際に今回、今後、前回の会合も踏まえて委託先とまたその中身を少し教えていただいているんですけども、
0:35:57	こういった手順を定めてやってやっていますよっていうのをちょっと教えていただいて今その内容を記載してはいるんですけども、委託すいませんちょっと確認が不足してまして、委託先の社内の明確なのか、
0:36:08	規定とか、そういうものでこのルールが定められてるかどうかというのもちょっとまだ確認が詳しくできてございませんのでちょっと、
0:36:15	また改めて確認してご連絡を差し上げたいと思います。
0:36:23	はい。ちょっと後ろの方とかにも関係するんですけど、何かその運用とかですね、ルールに明記するとか、運用ルールでもともとやりましたとかっていうと、
0:36:34	結局なんか、何に反映されてるわからなくなるので、
0:36:38	ちょっとそこはですねすいませんじゃあ今の時点では、きちんとした規定なのかははっきりしてないということですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:45	ちょっとその辺はですね最後、資料上も、
0:36:50	規定なのか、本当にただの運用なのかちゅうのがわかるようにしてくださいと。その上で、ちょっとこの運用についてですね、したいんですけど、一応その委託先のルールかルールじゃないか別にして運用があって、
0:37:04	まずその作業手順メモ。
0:37:07	例えば作業手順の作業手順メモでもまあいいんですけど、これを作成するっていうのが、この前にまず必要に応じてがついていて、
0:37:16	必要に応じて作るんですと。
0:37:19	作業手順は、だから作業手順なしでやるものもあれば、作業手順を作ってやるものでもある。
0:37:25	ということで、
0:37:26	これをですね、業務プロセスの二つ目の大城大哉ですね、について、その右に行くと、右の白い大学と委託先担当者承認者の指示を受けなので、
0:37:38	この承認者が、
0:37:39	必要に応じて判断して、担当者に作業手順メモを作成しなさいとこれは必要なんだと言って指示をして、
0:37:48	組織内とか、そこは規定に、運用上そうなるんだと思うけど作らせたのは当然共有するはずなんで、共有して確認をしたということで、
0:37:57	そこはいいですかね。理解やってます。はい。九州電力の徳永です。鈴木さんがご指摘の通り承認者の方から指示を出して、担当者の方に作業手順メモを作成して、さらにその
0:38:10	作業手順メモの内容を承認者がもう一度確認をするというステップを踏んでいると聞いてございます。
0:38:17	はい。
0:38:17	その作業手順メモとしてはこういうものを書けというふうになってるんでしょうけど①②③④⑤と、
0:38:25	作業指示、資料の中これは上から降ってくるものなんで、
0:38:30	そこに作業内容の、
0:38:33	確認と書いているんだけど、これは、
0:38:39	作業内容も聞かされて、不明な点がないかの確認なんだけどここは、この項目はじゃあ具体的に、何かこういう手順で作業しますっていうのを各項目ではないわけです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:52	九州電力の徳丸鈴木さんご指摘の通りこの時点でどういう細かい、どういうデータを使って、どう編集するかっていう、この場合、事象ナンバー1とナンバー2でいくところの、最初の依頼を受けたタイミングでは、
0:39:06	もう当該作業して欲しいグラフと、伝達関数のグラフも含めて、
0:39:13	計上してますので、この時点では特に不明点がなかったというところになります。
0:39:20	はい、わかりました。作業手順はそう。作業手順としては書かれる作業手順は書かれてるんだけど、何をどう使ってやるかどこからデータを引っ張ってくるかっていうところまでを、
0:39:30	書けということになってなかったんですね。丸さんはどうなんですかねこれ。丸さんも、図面編集サイドデータ整備含むと書いてあるんですけど、ここにもそういうことは特段書かれるようなもんじゃないんですかね。
0:39:41	九州電力の黒須特段ここ細かいところを書くものはございません。
0:39:48	規制庁のナグラです。
0:39:50	ちょっと私ここ、
0:39:53	行ったり来たりしちゃっててわかんなかったんですけど、図面編集に関する作業手順メモって一体どういう内容なんですか。
0:40:02	図面編集に関する作業手順メモっていう、もう何々関数って入ってるから具体的な作業手順を、
0:40:09	メモでも作成してあたかもそれを組織内で確認したって、このところはこう書いてあるんだけど、結局、
0:40:16	それはどの程度のものをどういうふうにやっていたのか。
0:40:20	ていうことがですねちょっと、
0:40:22	これやってたから問題ないんだよってアカシはないんだよって言うてるんだけど、別に私たち権尾瑕疵があるなしを聞いてるわけじゃなくて、どこにどういうふうな不十分さがあったので、
0:40:35	今回の誤りの要因になってる可能性がある。
0:40:40	というところを知りたくて何が不十分なのかって、やることやってましたってここに書いてあるんだけど、そうすっとじゃなんで今回のみ、
0:40:48	持つことが起こったのって、作業手順メモを作成して組織内で確認したっていうのが

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:55	これが一体どの程度の話のことを言ってるのかその下に書いてあることとの関係でちょっとよくわからなかったんですけど、これをちょっと説明してもらえませんか。
0:41:08	九州電力の徳永です。
0:41:10	委託先からお伺いしてるものにつきましては一つ一つの差、依頼事項に対して、
0:41:18	作業手順のものを作るということをお伺いをしてございます。で、その粒間粒度感なんですけれども、基本的には、今この業務プレスプロセスに書いてある通り、
0:41:31	作業指示内容を確認しましょうよと、それを確認した時に不明点があればきちんと連絡しましょうよとか、もし、仮にもう昔作っ使って、
0:41:42	作ったことがあるようなデータだったらそれは搭載前のデータを使えばいいので、作戦を今回改めて作成しなくていいよねと。
0:41:50	そういった内容を確認しましょうとか、あと図面編集作業について、実際にこれ作ったデータをきちんと新しくフォルダ作って確認をしましょうねとか、
0:42:01	あとで依頼を受けた内容についてきちんとやってますよねと、こま 1235と書いてある、この粒間、この靴部間程度で、作業手順というのが含まれてますこれのさらに細部に大事なものにつきましては、
0:42:16	基本的に担当者に裁量があるような形で運用されていると。実際にどのデータをさかのぼって、どのデータを参照してどういう、
0:42:26	グラフソフトで編集するとか、そういうのは、ある程度
0:42:33	委託先さんの中でのグラフソフトを使うことは前提としてございますけれども、事細かに、一つ一つの所さんに、その手順を定めているものはないというものでございます。
0:42:44	8 規制庁ナグラです今聞ってる話だと、
0:42:47	業務プロセスのところに書いてある必要に応じてって言うてるんで、今回の件については、解析業務ではないので、作業手順メモは基本的には作成してなくて、
0:43:01	作業手順の確認を実際に、
0:43:05	担当者と投資その指示をするもの。
0:43:10	承認者の間でちゃんと打ち合わせはやってたよ。
0:43:16	ただメモとかをももう具体的に作って、それで細かく何かやったわけではなくてただ単に、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:24	指示をし口頭でしたっていうそういうことなんじゃないですか。
0:43:31	この手順メモってというのは、おそらく必要に応じてってしてるので今回は作っていなかったんじゃない。作成してって書いてるんだけど作成しているんだったらもっとな中身を書いたメモっていうものを、
0:43:44	がちゃんとあってっていうことなんだけどそこまでしていないんじゃないかなと思うんですけどそこはどうなんですか。
0:43:50	はい。九州電力の所です。事象のナンバー1とナンバー2なんですけども先にナンバー2の方が依頼が先でそのあとナンバー1が後なんですけども、委託先からお伺いしているのはですね、
0:44:02	No.2については、手書き程度のメモだった、最初のまだ立ち上がりの業務の立ち上がりのタイミングだったんでしょ、その手書き程度のメモを作りましたというふうにお伺いしてます。
0:44:12	そのあと、大体依頼が業務が進むにつれて、ある程度こうき定着化して行ってきましたので、
0:44:23	ワード、文章で、で作る形でメモを作り、作っていますと。ただ、実際にいろいろ依頼を出して、弊社の方から依頼を出してるんですけども、すべてその1個1個に細かく手順を定めるというよりは、
0:44:37	こういう基本、弊社から客先に依頼する時にはこういう確認をすべからくやろうねというある程度オールマイティーみたいなメモになってつ運用されていると、いうふうに聞いてございます。
0:44:53	長ナグラでそれって手順メモではなくて作業指示メモですね。
0:44:58	だから複数手順メモって言うってしまう等、必要に応じて作業手順メモを作成することになったんだけど、今回は、その必要に応じての程度問題で、
0:45:09	手順メモというよりも、指示メモ。
0:45:12	作業を指示するためのメモは作成していましたが。ただし細かいところまで、指示するような手順を指示するようなメモは作成はしていませんでしたと。
0:45:24	そこんところに、コミュニケーションの不足っていう御社が行ってるところで、
0:45:31	そこら辺で、情報としての共有範囲ちょっと内容の深さに関して、不十分さ、共有してるところが不十分だったので、
0:45:44	今回の事象が発生したと。
0:45:47	ということですね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:49	はい。九州電力の明石でございますご認識は今名倉さんからご指摘いただいた通りでその手順メモという言い方がどうだったかなというところありますけども、委託先の方で認識をしてるような完全な口頭
0:46:02	だと認識のそごであったり、言った言わないの話になるので、例えば紙でなくても、メールなりとにかく文字の形にするということで伝えるということが行われてます。ただその内容を、
0:46:14	おっしゃる通り作業の指示、今回の例えばナンバーワンの事象ですと、我々、当社の方から提示をしたヒアリング資料、ここ、
0:46:23	これの線形軸を対数軸にするんだよ、いいねっていうような、ざっくり言うとそういう内容になってましていわゆる解析のような詳細のものではないので、
0:46:35	手順メモのような詳細なところまでの整理がなされてたわけではないというのが事実でございます。なのでそこでもうちょっと深掘りしてませんでコミュニケーションをとって、
0:46:45	どういうやり方をするなそうか。だからそっちの、そっちのやり方の方がいいんだなだったらこういう確認をしなきゃいけないねっていうすり合わせが行われてれば、
0:46:54	ということが我々がまさにコミュニケーションが足らなかったという目をつけているところでございます。
0:47:01	規制庁ナグラでちょっと今のこの件を例にしてお話をする、してたんですけど、
0:47:06	今回のそのコメントの一つ目っていうのは、
0:47:10	どのプロセスに問題ながあったのか明らかにした上でと言ってるところは、別に瑕疵があったかっていうことを追求してるわけじゃなくて、御社の方は問題等の有無っていうのは瑕疵があったか、なかったかっていう観点でこれ、
0:47:24	7ページ以降書いてるんですけど瑕疵がないのはそれはそこまで重大な、何か問題があったとかそういうわけでは多分ないだろうと思ってるんですけど、今回私たちが求めている問題があったのか、明らかにした上でっていうのは、
0:47:39	今回の誤りの原因となるような不十分さがどのプロセスのどの、
0:47:45	段階にあったのかっていうことを、ちゃんとゆ言った上で、
0:47:52	対策措置を説明すると、それで、わかりやすくなるんじゃないですかっていうことを言ったと。
0:48:00	そういう意味で、今のところ、作業手順のところの確認なんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:06	情報のやりとりで、コミュニケーション不足が発生したんだけど情報のやりとり、やりとりとして何が不十分だったのか。
0:48:16	要は、
0:48:19	情報のやりとり何が不十分だったのかっていう話と、何が十分であったなら事象の発生の防止ができたのかっていう、相表裏一体になってるはずなんで、
0:48:30	そこんところを、実は、関連づけて説明、ちゃんと整合するように説明して欲しいと思ったときに、
0:48:37	9 ページのところでは、作業方法をチェック者承認者と共有していなかった。
0:48:44	ここ今回はだから
0:48:48	ものの程度としては、あくまでも女性業務。
0:48:54	審査資料作成助成業務。
0:48:56	ということなので、あまりこう具体的な、
0:49:00	作業手順の確認というものに関しては、特にルール化もしていなかったんだと思うんですけど、それを今回、12 ページのところ、
0:49:12	これをだから 10 ルールに反映するといったときに、今までどういう状態であったものをどういうふうに改善したか。
0:49:20	というところはこれわかりにくいんですけど、差分として、
0:49:25	変更前はこうだったんだけど変更後はこのようにしました。
0:49:30	というところをちゃんとわかるようにして欲しい。
0:49:34	これがちょっとよくわからなかったですね。
0:49:38	今までだからそこんところは審査資料女性業務に関しては特に明確な規程というかそういうものはどうしなさいとかそういうことについては手順としてどう確認しなさいっていう、
0:49:50	そういったところについては特に決まり事はなかったんだけど、それはなかったんだけど今回はそれをぐ、
0:49:58	ちゃんとやりなさいという形にするのか。
0:50:02	そこがちょっとよくわかんなくて、可能な範囲で具体化して書いてありますよね。
0:50:06	12 ページのところ、
0:50:09	可能な範囲っていうのは裁量なんですよねこれ。
0:50:12	裁量でやりなさいというのは対策になっているかどうか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:18	だから今回のところを踏まえて言うんだったら、ちゃんとス作業として二つな作業手順が入るのであれば、
0:50:27	それについては手順をちゃんと確認するってということなんですよ。
0:50:32	伊達程度問題ですよこれ。
0:50:35	だからそこところが可能な範囲でっていうのはよきにはからえとしか読めないんで、
0:50:40	これをどういうふうにルール化、どういうふうにルール化してるんですか。
0:50:45	ということだと思います。そういう意味で、何をどう変えて、事象の発生の
0:50:51	根本的な原因を防止してるんですか。
0:50:54	発生の防止をしてるんですかって、そこはちょっと、資料上ですね、
0:51:00	より明確にして欲しいなど。
0:51:03	ちょっと思いました。
0:51:08	はい。九州電力のイマバヤシです。はい。今名倉さんおっしゃられたと理解いたしました。まず、今回の助成業務というのが、どういう、
0:51:18	やり方をやっていたかというところをまず明確にし、そこでどういったところに、不十分な点、問題といいますか。
0:51:29	改善すると箇所があったのか、そこを明確にした上で、じゃあ、その是正措置として、これまでの女性層、業務のやり方がどのように変わるのかと。
0:51:41	いう観点でちょっと資料の方をちょっと改めてちょっと構成をちょっと少し見少しといいますか見直しをさせていただきたいと思います。
0:51:48	以上です。
0:51:50	規制庁の名倉です。
0:51:52	抜本的に資料駄目だから改善してくださいって言ったわけではなくて、つなぎをちゃんと入れてください。わかりましたっていう意味で、7ページのところで、本件事象を誘発した行動があった。
0:52:05	っていうところと、例えば9ページ10ページの原因のところの原因の下線部引いた、そのあとの部分、
0:52:13	とかそういったところに、
0:52:15	要は、
0:52:17	何が不十分さがあったのかっていうのをわかりやすく書いていただければ、それが12ページのところの対策に繋がるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:27	熱準備、措置対策としての措置に関しては、
0:52:32	今までこうだったんだけど、今後こうします。
0:52:35	ていう前後がちゃんとわかるように、
0:52:38	というただそれだけというか、そういうことなのでそこはちょっと趣旨を、
0:52:44	最低限でもいいから反映をしてくださいという。
0:52:47	はい、承知いたしました。
0:52:51	はい。
0:52:52	規制庁鈴木です。ちょっとさっきも運用が規定とかされ、消えてないかどうかのかって聞いたのも、結局、
0:53:00	いや別に守らなくてもいいような別に規定でも何でもないのでものに基づいて、さらに
0:53:06	規制を除いて実はエビデンス
0:53:08	の提示も必要に応じてがついていて、
0:53:11	何かかなり裁量がある。
0:53:13	ね。
0:53:14	だとするとそこを、いや、何か規定化されてなかったんで規定化しに行きますとか、いや規定化されてるんだけど、
0:53:22	やっぱりそこものすごい裁量があって、今回みたいな作業は、実質作業方法とかは、共有化するものでもなかったんでそこを変え、
0:53:32	変えにいくんですかっていうと、単純にコミュニケーションに問題がありましたと言って最後行くと。
0:53:37	何かコミュニケーションの話とでも何かルール化の話と、パッと後ろに行くと結びつかないんですよ。そこら辺を、
0:53:44	間を埋めて欲しいかなと思います。で、
0:53:47	その上でですね、エビデンスの提示を求めなかったってのはそもそも、そこも裁量があったんで、
0:53:56	これは担当者の方もそう思ったし、承認者の方に裁量があるのかあれですけど、あそこもあえて求めなかったっちゃう、何でこれ求めても求めなくてもいいっていうのが、
0:54:06	ルールなのかルールは別として運用上そうだった。
0:54:10	はい、わかりました。
0:54:12	で次じゃあ御社の方ですね 8 ページ行きますと、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:16	今回この安全審査手続き要領に基づきなんで、これは言ってみたら、何か三次文書とか、
0:54:25	はい。
0:54:27	保安規定の下位文書になるんですかね。こちら安全審査手続き要領につきましては社内の規定になります。基準で、
0:54:36	なので、
0:54:38	何ていうか、
0:54:39	保安規定とか何かから、階層をたどって行って、作られてるもので、
0:54:45	はい、泉田加茂です。ご理解の通りです。
0:54:49	はい。これに、当然その規定に基づいてやってますということ
0:54:54	当然その規定に、こんな細かくどこまで見るなんて、どういう視点で見るなんてのは書かれてるわけではなくって、ただチェック項目って日、左下出てるんですけど、これは、
0:55:06	この手続き要領には書いてある内容なんですかね。
0:55:11	主電力の徳永です。都築さんのご指摘の通りこのチェック項目については安全審査手続き要領の方に記載がございます。
0:55:20	はい。で、このチェック項目に何か漏れが
0:55:25	見逃したということなのか、右側ですね、チェック項目に書いてあることは、当然、見ていっても、特にそこに漏れがあるわけではなくって、それをどういうやり方で、チェックすればいいのかっていうもう一段下のところで、
0:55:39	具体化されてなかったというか少し視点が足りない部分があったっていうそういうことなんですかね。最後何を直しに行くのかがね、ちょっとわからなかったんで。はい。九州電力の徳永です。チェック項目、まず技術的項目についてそもそも記載内容をしっかり確認しましょうとか評価計算解析方法の妥当性について確認しましょうと。
0:55:59	いうふうに書いてございます。一般事項でも図表等の、これ、書いてませんけども、
0:56:04	図表等の確認をやるというのも、記載がございますので基本的にはこのチェックを行えば、今回の事象というのは引っかかるものというふうなことを考えてございまして、こちらの
0:56:15	安全審査手続き要領を見直すというものではないと考えてございます。ただ、実際にこのチェック項目に対して、1個、先ほど都築さんから1個下というお話がありましたけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:25	実際にどういう細かいやり方で、どういうふうチェックすればよいのかというところが、不明瞭なところがあったということが今回の一つの要因になったんだらうというふうに考えてございますそれは
0:56:39	適正な視点でチェックをする、できなかったというような表現にしているということでございます。
0:56:52	わかりました。ありがとうございます。
0:56:56	じゃあどうでしょうか。ちょっと待ってくださいね。
0:57:02	ちょっとその先の話はまた後の是正措置のところを確認するとして、
0:57:09	9 ページから今度それぞれもう少し原因分析のところ、
0:57:16	先ほど
0:57:19	いわゆる作業メモの話で左側の A とか C とかこの辺りは一旦、
0:57:29	右の方ですかねこれ、資料直してくださいってことじゃないんですけど。
0:57:34	これ作業担当者ってあれ、
0:57:37	2020 年度のデータは 12.5 だと思い込んでましたっていうのはあれでもこの方って 2010 年度にも、実際作業され、
0:57:46	出るとき行った方なんで、
0:57:47	思い込んだっていうか忘れてましたっていう、
0:57:51	単純にその本見せたい。
0:57:53	度忘れしましたってそういうことですよこれ。
0:57:57	電力のトクナガです 2020 年のときにもいらっしまった方で、ブンミツという言い方があれです、あれですけどそういう状態だったということと認識してございます。
0:58:09	はい。それで思い込み、参照元が間違えました。
0:58:16	ただそこを元たどっていくと結局、もともと作業する際の、さっき言ったような作業手順ですよ。
0:58:26	その辺のところそこでのコミュニケーションというか、共有、共通化、共有認識狩野が不足してると結局はたどり着いて、
0:58:34	いくと。
0:58:35	搬送元の誤り、まあ、
0:58:39	誤りの発生にも繋がって結局それがそのあとのチェックの漏れにも繋がっているしっていうところで、一応今日はこの原因 1 と 2 で、
0:58:49	どっちが根本に問題があるか、原因があるかっていうところで、現位置の方が大きいでしょうと、そういう分析です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:56	それは、10 ページの衣装にも行っていて、
0:59:02	ここ
0:59:03	チワワですね
0:59:07	二つのデータがなんだけど、こっちも9 ページと同じように、
0:59:12	もともとのデータ管理自体は、同じく適切
0:59:17	なんだけれどもっていう、
0:59:20	ことですかね。特に書いてはないですけど、
0:59:23	はい、九州電力の徳永です変更管理も含めましてきちんとこの事象N o. 2 の既許可の分の伝達関数の部分も作成されていたということでデ ータ管理が適切に行われていた。
0:59:34	ん中で、誤って参照してしまったということになります。以上でござい ます。
0:59:40	はい。この方も参照元を
0:59:45	間違えたわけですけど、結局、もちろんうっかりで間違えることもあれ ば当時の過去の経緯を、
0:59:52	しっかり
0:59:54	読みきれてなかったのもあるかもしれないですけど、結局は、この事象 ナンバーワンと同じく、もともと作業入る前に何をやったか。
1:00:02	どこまでやっていたかに依存するんで、現位置により根本の問題が原因 があったと。
1:00:09	いう想像も同じ合ってますかね理解は。
1:00:15	はい。じゃ次、御社ですね、御社のと、
1:00:20	でいく等、
1:00:22	ですね、これは
1:00:27	これはナンバーワンとIIはある程度共通なんですけど、
1:00:34	ナンバーツーの方は、一応、結構古いデータにさかのぼらなきゃつくれ ないというのは高間へのヒアリングでも聞いて、そこは御社もわかって いただいて、とはいえそれとはいえそんなにの難しい作業でもなかろう というところで、
1:00:47	一応ナンバーはナンバーツーも同じぐらいの単純作業だというふうに思 って、
1:00:53	これわあ芸ナンバーはナンバーツーどちらも、もともとが確認方法の認 識とどういう視点でっていうことで、かなり
1:01:05	同じような内容のものなので、段階のものなので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:08	ここは特に優劣はつけてない。
1:01:11	一応、
1:01:12	このFの方ですね。
1:01:15	一応一次ピークの周波数は観測記録と整合していること。
1:01:20	というところは見ていいるのですが、一応これは何かこの指示した箇所、
1:01:26	の、
1:01:27	整合性の確認。
1:01:29	タナカなんですか。何か少し技術的に、単に軸が変わってるかだけではなくて、
1:01:34	何か取り違えてないかというような視点も少し見ていたような見ていないような、ちょっとここだけふわっとしてるんですけど。
1:01:43	はい、九州電力の徳永です。事象No. 1、1、2なんですけども、
1:01:48	このとき三つの周波数依存型場合に地震は干渉法で同定したQ値を保守性を持って12.5という形にしたものに対して、
1:02:01	伝達関数で監査記録がきちんと再現できているかというところの最後のチェックのところのグラフとして使うものであったりしてございます。ここで我々そこに審査資料2はそれを貼りつけようとしたときに、言いたいことがきちんといえるような絵、絵になってるよねと。
1:02:17	いうのを、さっきの手続きで揚力ところの技術的事項を確認するという目的で、この一次ピークのところがあるん間違いなかったよねというところを見ていたというものになります。以上でございます。
1:02:33	わかりましたその図を使って説明したい内容。
1:02:37	になる。使えるのかってことですね。使えなければそもそも、説明の仕方を変えるかロジックを変えるかっていう話なんで、わかりました。
1:02:46	はいはい、じゃあその粒度でDじゃ次それで是正措置の方1023の方に行くんですけど。
1:02:53	さっき言ったようにこの原因1コミュニケーション不足、
1:02:58	ここから急に飛んでしまうので、
1:03:01	最後だ、反映するのはルールですよ。かなり具体的に、あらかじめきちんと作業手順とかを決めて作業する、さらにそれをルール化する。
1:03:11	そのルールに反映するっていうか何か何となくルールがもともとあってるんじゃないかという気がしますけど。
1:03:17	いうところなんで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:18	休んじゃルールに欠けがあったかルールがなかったかとか多分そういうところに、
1:03:23	コミュニケーションが不足したのは何なんですかっていうと、
1:03:27	ルールが曖昧だったからなのか、ルールがなかったからなのか。
1:03:31	一番多分間があるような気がしていて、そういうところを明確にしてもらいたいかなというのが、
1:03:38	是正処置の②、②と言いながらこれは誤りを見抜くためチェック体制強化といって、確認す一つポツが書いてあるんですけど、
1:03:51	何か図面が正しいデータで編集されてるか確認するって何か当たり前のような、もともとやってるんじゃないかというですね、ちょっと抽象的過ぎていて、
1:03:59	具体的にどういうことを確認。
1:04:03	するからようにするので、
1:04:06	という、そこら辺がねはっきりしないんです。ただ、これって上で、
1:04:12	多分作業手順とか条件とかを明確にするので、
1:04:18	結局そこと相まっつてのような気もするんですけど、ちょっとこの図が正しいデータで編集されてるか確認するって、今までやってなかったのかよっていうような、
1:04:28	ぐらい抽象的なので、この辺ちょっと教えてもらっていいですか。
1:04:33	九州電力の徳永です。こちらにつきましては、前回の会合のときもちょっとご説明したデータの紐付けチェックですね。もともとさ、指し示したこの図面、
1:04:45	に対して今回編集した図面っていうのが、同じ入力のデータを使って編集作業されているかっていうチェックを行ってございます。紐付けチェックという言い方を、鴫田かと思うんですけども、
1:04:58	そのチェックを
1:05:01	担当者任せだけじゃなくて、チェック者も、方もきちんとダブルチェックという意味で、チェックをすると。
1:05:09	いうことと、それを承認者の方がしっかりそうやっているというのを確認をするというステップを入れようというものでございます。
1:05:17	以上でござい。
1:05:20	規制庁の名倉です 7 ページの、
1:05:23	エビデンスチェックとの関係を、
1:05:25	ここはどうですかね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:05:26	これエビデンスチェックとほぼ同等のことを今おっしゃったっていう理解なんですけどね。
1:05:35	九州電力の明石でございますトクナガの方から回答させていただいたのはそういう観点なんですけど鈴木さんそもそもご指摘あったのは、この辺に再発防止を生じ講じているところについて、
1:05:47	これ先ほどの名倉さんのご指摘いいにも共通すると思いますけどそもそもそのルールが、
1:05:52	なかったものをこうしますなのか、或いはルールあったんだけどこの辺が不十分だったからさらにこうしますなのか、やっぱりそのような差分が名カクウでないと、いうことだと思いますのでそこはちょっと先ほどのご指摘もあわせて、
1:06:05	何がこうなるというところがしっかりご説明できるようにちょっと資料の書き出しをしたいと思います。
1:06:15	はい。お願いします。はい。
1:06:18	そうかな。なんでそのさっき言った、前言ったところのエビデンスチェックに相当するもので当時、必要に応じてあれなので必要に応じてなかったんではないと思っておりませんでしたというものを、
1:06:30	やりますという、そういう関係性かと思えますけど。
1:06:34	はい。
1:06:35	あとこれは別に何か聞いてもらう必要全くないんですけど、川内の方も何か一応やられたということで、これは川内の方の委託先で、同じような何かデータ、
1:06:48	付け合せをしてもらったと、そういうことなんですかね。
1:06:53	九州電力イマバヤシです。今、鈴木さんがおっしゃるおっしゃったような位置付けで仙田位置付けと申しますか。おっしゃられた通り川内も同様にやったというものであります。
1:07:05	はい。確か前回の説明だと水平展開は、一応その玄海の委託先、社内だけだったんですけど、一応
1:07:14	川内の方にも、一応水平の水平展開の一環
1:07:18	ですか。
1:07:20	はい。九州電力の徳永です。こちら水平展開の位置付けというよりも今回の特定せずの審査の品質確保ということに万全を期すためということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:31	川内についても念のため、本件の審査資料について確認を行ったという位置付けにさせていただきます。以上でございます。
1:07:43	はい。
1:07:44	で、その下ですねさらなる環境改善とかディスプレイ注文とかっていうふうにあるんですけど、
1:07:52	これが、
1:07:54	どういうふうに、
1:07:55	紐づいていくのかもちょっと判然としなくてですね、一応先ほどのデータの管理自体は、ナンバーワンナンバーツーの方もできていて、
1:08:07	やはり等温根本問題は、作業に入る前に、手順なんかははっきりと共有化されてなかったんで、というそっち側に寄っているということなんで、
1:08:17	ここは念のため、そとはいえ、より発生リスクを下げるためにやりましょう。
1:08:23	ことで、生徒さんはそんなような意味合いなのかなと思うんですが、思い込みによるデータ参照元の誤りと、
1:08:30	関連性とかそこなだけけれども、是正措置 1、2 ほど、その大きな、
1:08:36	もともとが
1:08:38	問題問題ではなくて、よりできることをやりましょうっていうぐらいだと思うんですけど、この是正処置の 4 は、
1:08:45	これわあなんか全体に係る共通的なものなんですかねこっち、さらなる環境改善としていいかっていうのがこれ、3、③と④に、
1:08:55	かかっているんですかね。で、ただ御社の方を見ると、是正措置の、
1:09:02	3 と 4 は、
1:09:04	何とか別にそのさらなる環境改善というよりは、何か共通的な、
1:09:09	原因市に限らず、こういうものが起こったときの共通的な何か対応みたいな感じで書いてて、
1:09:16	何かそこら辺、位置付け違うのかな、違わないのかなというところですよ。ちょっとそこだけ気になったんですけど。
1:09:23	九州電力の徳永です誤解をちょっと招くような表現になってしまっ後、申し訳ございません。このさらなる海域環境改善改善として以下を立案としているのは、是正処置の③だけでございます。
1:09:37	で、是正処置のような教育につきましてはもう全体に関わるような位置付けということで先ほど鈴木さんをご指摘の通りのものがございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:52	はい、織茂氏。
1:09:57	うん。そう。順序変えた方がいいのかな。
1:10:03	多分 13 ページも同じです多分ぜひ 13 ページの是正処置三、四も別にど っちの順序かって、あんま関係ないですよ。
1:10:10	ということであれば、
1:10:13	13 ページはどちらでもいけるか。
1:10:16	うん。少なくとも 12 ページは順位を変えた方がいいと思うんですよ。
1:10:26	か。或いは、実質是正措置①②のところに、この是正措置ってこういう 視点なんですって書いてある。
1:10:34	そんなところに、
1:10:36	2、
1:10:37	という形で、今の順番で何かその是正措置、③、④の後に何かをつける か。
1:10:43	そこはお任せしますけど、
1:10:48	はい。
1:10:58	はい。
1:10:59	で、次、13 ですね。
1:11:03	ちょっとこのページで、ここだけを教えて欲しい。まず受けて欲しいと ころが、
1:11:11	この是正措置①13 ページの是正措置①の 2 個目のポツで、図面容量って 出てくるんですけど、
1:11:18	図面容量、
1:11:20	ここでさっき言っていた審査、
1:11:24	何とか要領、あれとは別ですよ。諸室で出てきたんで、安全審査手続 き要領とは多分別だと思うんですけどこれなんですかっていう。
1:11:38	あれ、
1:11:41	受領から図面受領か、ごめんなさい。間違えました。
1:11:45	三輪不良と申しました。じゃ、これはあれですね、チェック方法も図面 受領に合わせて、ごめんなさい。私が文字を見ると三つ。
1:11:54	見間違えてました。
1:11:57	ごめんなさいねそうすると、
1:12:05	さっき、もうほぼ億ふやしたんですけど、ここで確認する確認する。
1:12:11	ここは、図面受領時にそのチェック方法も確認しますよということで、 ただいままで別に確認しなくてよかったわけですよ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:21	それを確認するって言うてるんですけど。
1:12:24	これは何か今まで確認しなくてよくなって今まで確認今後は確認するっていうのは、
1:12:29	何、何かルール化されてる中に書かれるようなもんなんですかそれとも何か心持ちとして確認しましょうっていう。
1:12:37	何かこれも、
1:12:38	今後、使用前と市長がこうなるんで今後はチェック方法も確認することになるんですけどっていうのがあまり見えないんですけど。
1:12:48	はい。九州電力の徳永です。是正処置の②にですね、技術視点を有する当社社員が審査資料チェックを行う際の項目を具体化し、というところがございます。
1:13:00	こちらの方にですね、是正処置の①で書いたこの二つポツ目のチェック方法も図面受領時に併せて確認するということも、内容もこの中に記載をしようというふうに考えてございます。
1:13:20	下の技術的支援を要する社員とかのチェックも具体化してルールに反映するとか、この辺中に含まれると。
1:13:29	はあ。
1:13:31	規制庁の名倉です。
1:13:33	是正措置 0102 の、
1:13:36	何々する場合って最初に書いてあるじゃないですか。
1:13:40	これがトリガーになってるんですけど、要はトリガーはどのような形で入手して、
1:13:49	情報として、
1:13:51	具体的なトリガーはどのようなふうな考え方なのかってのはちょっとお聞きしたいんですけど。
1:14:01	おそらく委託先でのチェック方法も図面受領に合わせて確認するっていうところが、
1:14:09	図面を編集をどの程度してるのかっていうことなく、把握することも含んでいるのか、これがおそらく、
1:14:18	受領時のチェック方法確認で、実際どういうふうな内容を、編集の段階で、どういう複雑な行為をやってるのかっていうことをトリガーとして認識して、
1:14:32	それをもとに、
1:14:34	どう判断するの。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:14:37	そこら辺はちょっと、ちょっと
1:14:39	教えて教えてもらえますかね。はい。九州電力の徳永です。これも、こちらのまず図面の編集につきましては、もともと解析業務でやっていた、
1:14:51	解析の成果物ですね、その出てきたグラフ等を編集するということになるんですけども、基本的にもともと解析した内容を少し手を加えるようなことはもう一切しませんで、
1:15:05	線をの色を変えるとか、軸を変更するとか、あとはそのスケールを変えるとかですね。
1:15:14	そういった内容の編集が基本的なこの女性の業務になってございます。なので、当社としましては基本的にその複雑な作業は基本伴わないというふうに、がベースにございます。
1:15:27	なので、基本的に指示する内容も明確に指示ができるものということで、基本的にその手順最初からその手順を細かく確認するというよりも、
1:15:37	チェック方法を確認することにしてるんですけど今回、助成業務ということでもともと細かい手順等も確認しなくても良いというふうに我々としては考えているんですけども、
1:15:50	そういった中でも、こういった見誤りがあったということで、そこでどこで歯止めをかけるかということ考えたときに、委託先で、実際に指針作成審査承認の中で、どういうふうなチェックを行ってきたか、今回のその是正処置、委託先から上がってきた是正措置、
1:16:09	がしっかりと行われているか、特にこの是正処置のにですね、きちんと参照使ったグラフのデータがもともと示したグラフのデータできちんとやられているか。
1:16:22	ていうところを重点的に確認をしたいなというふうに思っておりますその分をこの図面受領時にチェック方法を確認するというふうな表現にしております。以上でございます。
1:16:37	一言で言ってしまうと、
1:16:39	軸スケールを変更するなどの軽微な、
1:16:43	図面編集であったとしても、
1:16:46	チェック方法、委託先でのチェック方法を確認した上で、
1:16:51	すべからく図面の編集前後の整合性確認は、今後は今回のミスも踏まえてするようにします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:01	てっていうこと。
1:17:04	理解はしたんですがその時に、
1:17:06	ちょっと浮いちゃうのは技術的視点を有する当社社員が審査書のチェックを行う際の項目を具体化しルールに反映するってこれは一体何を意味して、
1:17:17	技術的指揮視点で、
1:17:20	何か、
1:17:22	だから、今回はだから、それをちゃんと見れば、
1:17:26	エネルギーに技術的視点を有する社員が見れば、
1:17:30	そこら辺は防止できた、チェックとして抽出されたかもしれない。
1:17:36	ということを書いて、
1:17:40	九州電力のトクナガです。名倉さんのご指摘の通り当社の技術的社員をする者がしっかりと全周期体を立って、このチェックを行えば、三木付けたらというふうに理解をしてございます。以上でございます。
1:17:57	とはいえ、デジタル値見ないとわかりませんっていうのがあったんですよ。だからこそだしチェック委託先でどういう作業手順でどういうチェック方法をすり抜けてきたのかを確認して、
1:18:09	そこに抜けがないかを、受領時に、
1:18:13	いうんじゃないですかねという話をしてるつもりなんです。
1:18:17	はい。九州電力の徳永です。鈴木さんのご指摘の通り E L 11 E L - 17 のようにほとんど変わりが無いような誤りもあったということで、この分を入れたというのが趣旨でございます。ありがとうございます。
1:18:30	はい。で、あとはこの委託先でのチェック方法を確認するとは言って今までは確認していない、確認が逆に委託先の立場からすると、
1:18:40	そんな細かいところまで確認されていなかったという立場になるので、
1:18:44	委託先との関係でいや受領するときに、いや、あの図面編集してくれたから、編集した図面を提出したのに、何かチェック方法も聞かれる。
1:18:55	っていうのは何でしょうかというか、何でそこを我々はお示ししなきゃいけないんですかというふうな、
1:19:01	そこで何か担保されないことはないんですかね。これはもうあれですか、作業依頼するときに、協議ってありましたよね。ああいう協議の中で、当然その編集した後の図面と、
1:19:13	具体的に、どういう

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:16	チェックをして出てきたものなんかを出しなさいよっていうのは、結局は、
1:19:20	冒頭のその委託のときの契約の時ではなくて、多分契約の時にはまた個別作業の時に協議をしてという、その協議の中で担保するっていう
1:19:31	そういうことなんですかねこれ。
1:19:33	はい。九州電力の徳永ですスズキさんのご指摘の通り協議の、今のところその仕様書が大きく書き換えるとかっていうものではございませんで、協議の中で、
1:19:43	こういったチェック方法も依頼する時にですね、きちんと教えてくださいというふうに提示をするようにしてまして事前に委託先さんとはもうお話をさせていただいてご意見者は帰還基本ているというような状態になってございます。
1:20:02	はい。基本はないと思いますけど別にこの業務別の者が、を請負ってあげようとか委託をしてもいいわけで、今の委託先は、
1:20:13	いや書いてないけど大丈夫ですよって言ったとしても、別の者だったら、いやうち知りませんよって。
1:20:18	一般的にあり得る話なんで。はい。一応だからそこは協議の中で担保をとっていくということですね。
1:20:23	はい。次の、
1:20:26	審査資料のチェック項目のところは実は、さっきのチェック方法の確認というものも、
1:20:34	ルールに反映するのに含まれるんだと思うんですけど、
1:20:37	話なんですけど、このルールに反映するルールって、
1:20:41	さっきは、その審査資料を作成要領、
1:20:46	あれは、あそこは項目自体には問題がなかったって話なんですけど、結局、ルールに反映するっていうのは結局、
1:20:53	どこに維持がいじられるのかなというのが、
1:20:56	6番わかんなくなってる。
1:21:01	はい。九州電力濱田でございます。先ほどですね、新スズキさんが今
1:21:06	透析ありました震災要領のチェック項目のところ項目自体に問題があるとは思ってございませんがその見方に対して、こういう視点がもっと深掘りしてみればよかったというところですねそういう、
1:21:18	補足とか注意点みたいなところをですね、追加しようと考えてございます。以上です。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:22	わかりました。一応要領直され、修正があるのは要領で、何か要領の下にさらに何かもうちょっと、
1:21:31	ある別のものがあるわけじゃないんですね、要領により具体的な加筆をするっていう、
1:21:36	ことなんで、ちょっとそれ、そこで容量自体直に言ってるのかわかんないんですよ。
1:21:54	はい。九州電力浜田でございます。
1:21:58	具体的な部署名を申しますと、
1:22:02	8 ページに記載してございます、安全審査手続き要領ですね。
1:22:09	そちらに、チェック項目への技術的事項、一般的事項。
1:22:13	ございますけども、この技術的事項をですね、確認する際の注意点としてですね、
1:22:19	今回の事象を踏まえた
1:22:23	確認のポイントというものを追加しようと考えてございますその他ですね。
1:22:29	いわゆる確認の手順、
1:22:31	確認の手順、
1:22:33	13 ページに書いてございますチェックをほ。
1:22:36	委託先でのチェック方法の図面上に合わせた確認と、
1:22:40	いうところはですね
1:22:43	チェック、先ほど言いました容量の範囲で、3年、3、さらに、
1:22:49	追加して面明確化する必要があればですねさ、さらにそれ以下の
1:22:54	文章等にですね明確化しようということを考えてございます。
1:22:59	すいません九州電力の徳永です。補足でございますけれども、安全審査手続き要領のそのチェックの項目自体を細かく細分化してそれをルール化するというわけ。
1:23:09	ではございませんで、この安全審査手続き要領の中に、きちんと技術技術者が、チェック項目を具体化しましょうねというぐらいの補足を追加した上で、
1:23:22	各主幹のラインのチームがですね、それぞれそのチェックをするときに、この図は、どういう地点で細かくチェックした方がいいかっていうのを自分たちで定めて、
1:23:33	それをそのチーム内のルールとしてチェックすると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:36	要は、具体化しましょうというところまでが、ルールに、安全審査手続き要領にあって、実際に個別具体のどういうチェック項目かっていうのは、
1:23:46	前回の会合でもあった計画書の点検計画書にあったような内容を、江藤地震津波の家は対応している我々のグループの中では、そういうそのようなものを作っていくというようなね。
1:23:58	運用をしようかなというふうに考えてございます。
1:24:02	なるほど、じゃあ、さっきの手続き応用自体は別にプラントも含めて、社内共通のものなので、そこには項目が挙がってるんだけど、これ項目だけだと、具体的にどういうチェックをすればいいのかっていうところは、
1:24:15	かなり担当者にはバラバラが出るんで、そういうものはそれぞれ自分たちが見るべきもの。
1:24:20	に対応したチェックの仕方っていうのを考えます。作成してからチェックしなきゃいけませんねという、
1:24:28	のは、よう手続き要領に書かれると。
1:24:31	その上で、
1:24:33	じゃあ、どういうふうにチェックするかってのはそれはそれぞれの部署ごとというか、でのルールそこでのルール。
1:24:41	なるほど。ここで言う審査資料のチェックを行う項目を具体化せよというのはルールにあるとか手続き要領に書かれていて、具体化し、してルールに反映するの方はこれは、
1:24:53	やっぱそういうものを新しくなのかな、すでにあるのかもしれないんですけど、
1:24:56	新しく作るのか、すでにあるものにをを充実化させるのかっていう、
1:25:02	文書としては二つ。
1:25:04	でき、修正されると、さっき言ったチェック方法も併せて確認するのは、今のところは、現時点では、手続き要領の方に、
1:25:15	書くかどうかまでは決まってないけど、
1:25:18	もし、もしくは部署ごとのルールの中にはあった、ちょっとどこに書くかは今検討中と。
1:25:26	なるほど、わかりました。
1:25:34	はい。地震措置参与さんは客先のものも確認して担保をとって4が、これ共通ですね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:44	ということでは、わかりました。なので、
1:25:50	下の方もその認識不足チェック不足っていうのがあって、ただ、具体的にどこに足りないところがあるからここをこの、これをいじりに行く、これを回収すると、その間を
1:26:01	埋めてもらえばと思いますんで、
1:26:06	はい。
1:26:07	すいません。一応、ざっと全体流れる形で1個確認しましたが、
1:26:13	他、何、中性化は途中で、
1:26:16	関係するところの確認はされますけど、ここは何かございますか。よろしいですか。
1:26:27	タニです。
1:26:29	何か会合の中で、前回会合の中で、
1:26:33	言葉が適正かどうかわかんないですけどツールボックスミーティング要するに作業の前のなんか打ち合わせ。
1:26:40	みたいなものもやられてると思うんだけどとかやりとりがあったと思うんですけど。
1:26:45	そういったのは、今の資料でいうと、
1:26:50	今回結構指示っていうのが、紙だったりメモであったりとかそういう話をされてますけど、打ち合わせみたいなのは、
1:27:02	次なんですかね。委託先の中ではされていたんですかね。
1:27:09	九州電力の徳永です。委託先の中でのツールボックスミーティングということで今回の事象1事象につきましてはそれぞれ担当者も、依頼した承認、上長の承認者の方も、
1:27:22	軽微な変更ということで、基本的にはメール等のや一次でしかしてないということで、作業開始前にしっかりと打ち合わせをして開始したというのは少し省略行為に近いような、
1:27:33	ない。それは結局は簡単な作業だから、そこまではしなくて良いだろうというふうな認識のもと、やられたということでございます。以上でございます。
1:27:44	わかりました。その辺の手順としては特に問題がなかったのって思ってるのかというのと、
1:27:51	あと12ページに、何かちらっと書いてる図面編集段階で作業の目的条件を明確にするとかいうのが、これこういったことが何か打ち合わせとかでやられるイメージなのかっていうのを、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:03	ちょっと明確にするのはここんだ、誰が明確にして、
1:28:08	やるのかそれは作業者全員なのかとか、その辺の考えをちょっと聞かせてください。
1:28:17	九州電力の徳永です。ちょっと委託先にまた詳細に確認はした上ではございますけれども基本的には、今回、作業編集前に作業確認内容決定をしますということですので、
1:28:31	基本的にはその所、書類に起こして、手順上、可能な限り、具体化した上で、打ち合わせも当然行って開始するものというふうに理解をしております。
1:28:43	以上でございます
1:28:46	はい、わかりました。こういった
1:28:50	目的条件を明確にする中で
1:28:54	各社の思い違いないような子ミーティングも行われるっていうような、
1:28:59	整理なのかなと思います。あとちょっと細かい話なんですけど、7ページの、
1:29:06	何かで、作業手順メモを説明してる中で、
1:29:10	①でメール指示及び作業に必要な資料を受領したっていうこの必要な資料っていうのが、
1:29:19	何かイメージができなくて、
1:29:22	ここの必要な資料っていうのを使ったら間違いなくできたような、
1:29:28	今回のようなミスが起こらずにできたような、そういった資料のことを言ってるのか。
1:29:33	それとも、
1:29:35	何か、
1:29:36	ここの資料って何なんですかねっていうのを確認させてください。
1:29:40	はい。九州電力の徳永です。一番上に、そちらの当社と委託先のところにちょっと記載を具体的なこととどこに記載をしているんですけども、当社の方からメールで指示をない様子示すとともに、ヒアリング資料を、
1:29:55	当間案の状態なんですけど添付した上でここのこの図面を修正してくださいというふうに送付をしております。この必要なし、今、谷さんからご指摘があったこの必要な資料っていうのはこのヒアリング資料に、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:30:07	ここをこういうふうに修正してくださいと記載したものが、それに該当するというものでございます。以上でございます。
1:30:17	わかりました。目メールCGの中に入ってるような内容ってこと。
1:30:22	ですかね。わかりました。何かちょっと別なものがあるのかと勘違いしてました。
1:30:27	はい。
1:30:40	はい規制庁佐口ですけど、ちょっと教えていただきたいんですけど、どこまでやるかっていうのは当然あるとは思いますがけれどもちょっと調達要求のところで、
1:30:49	我々、
1:30:51	よくやるのがですね、
1:30:54	御社、これまであったかどうかかわからないですけど、
1:30:58	いろいろ多分変更点があると。
1:31:01	変更した前後ですよ。前後がわかるような形で、審査資料とかも示してくださいとかっていうのはあるんですけど、
1:31:11	今回の事象に限って言えば、これ図面の編集なので、当然その前後というのがあるってそれを多分、
1:31:21	是正処置のところで今後チェックしていきますという話でしたんですけど、
1:31:25	これまでその調達要件の中で、要はそういった編集前のものと編集後のものを、例えば並べて、成果物としてですね、提出するような要求みたいなことはされていたのかどうかっていうのと、
1:31:41	今回のこの事象を踏まえて、もし、やっていなかったら今後、
1:31:45	例えばそういうそういうようなこと。
1:31:47	こうやる、要求するようなことっていうのが、今のこの
1:31:52	いろいろありますけどその中に、
1:31:56	入っているのかどうかというのをちょっと教えてください。
1:32:02	はい。九州電力の徳永です調達要求段階につきましては今回の編集業務につきましては、女性業務ということで、冒頭ご説明さしあげて、させていただきましたけど、
1:32:16	品質保証計画書及び委託実施要領書の中で、要求、用地から要求した仕様書に対してそれをやっていただくというような形でやってございます。その品質の担保につきましては、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:28	基本的にその編集部分については、品質保証計画書にある、作成審査承認という形で、確認を行ったものを納付していただく、納入していただく。
1:32:38	ということで、基本的にその前後で細かく比較した上で納品していただいとか、そういうものは現状、記載がございません。
1:32:48	で、基本的にこの調達要求につきましては、我々としては今回その品質保証計画書等に記載されているきちんとしたチェックを行っていただきたいということの要件を満たせば、
1:33:00	基本問題ないかなというふうに考えてございますので、調達要求の書類等をですね書き換えて、今回は正処置を入れるというものは、考えていないというのが現状になります。以上でございます。
1:33:16	はい。規制庁佐口です。現状どういうことかっていうのはわかりました。ただ一品入れるのは技術的な視点を有する社員じゃなくてもですね。
1:33:27	左右並べていればですね、たとえ横軸だけが変わっても、当然 60 度変わってもスペクトルの形状が変わるので、おのずとタウンスペクトルに、
1:33:37	支店が行くと、そうした中で、あれ、こっちとこっちの高さ違う形で縦軸が変わるわけじゃないので、というのは何か気づくかなと思ったんでちょっとお聞きしただけです。特に他意はありませんので。はい。
1:34:00	はい。
1:34:01	よろしいですかね。
1:34:04	今日 1 回のヒアリングということで、
1:34:08	ちょっと最後の是正措置のところ、結局何をいじりに行くかそれはなぜなのかっていうところで、まだちょっと原因分析のところ、コードの問題点のところ、一旦止まって、
1:34:20	間がちょっと抜けてしまっているので、そこを資料を加筆なり構成少し見直すなりしていただくということでお願いします。
1:34:31	今日、28 日付けで今日ヒアリング 30 日なので、
1:34:37	おそらく、もう一度ヒアリングっていうこともなかろうと、大体中身は聞いているんで必要があればもう 1 回ヒアリングするかもしれませんが、
1:34:45	今後は、資料としては、まさに今週はないので、来週のどこかで、
1:34:52	出てくるかなということで考えて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:56	なので、14日あたりの会合、
1:34:59	一応こちらとしては出しているかなと。
1:35:07	規制庁の名倉です。
1:35:09	ちょっと確認したいことあって、
1:35:13	すいません、今後の展開。
1:35:15	なんですけど、前回資料でいくと、
1:35:19	不適合の処置実施中でこれは
1:35:24	今回介護資料、次回会合、ご予約ってか、これは例の資料提出にあたって、本社で確認をちゃんとできればそれでいいとするとして、あと是正措置。
1:35:38	是正処置の計画の策定と実施っていうことに関して、
1:35:44	水平展開も含めて、この実施してそれを完了する時期っていうのは、
1:35:49	これはいつなんですか前回は。
1:35:52	このところは計画はいつまで実施は実って書いてあって、何を言ってるかっていうとこれ、
1:35:58	是正処置計画策定実施で、
1:36:04	水平展開をちゃんとしないと、審査、資料としてのクオリティ加工が終わっていない。
1:36:11	ということになるんですけど。
1:36:15	これ、だから有効性のレビューについてはこれは、今回、多分は、それを負わないと駄目だっていうわけじゃないと思うんですけど、これはずっと続けていくことかもしれないんですけど、
1:36:28	うん、どの段階で、これよしとするのかっていうのは、私たちの裁量なのかわかんないけど、
1:36:35	事業者としてはどう考えてるんですか。
1:36:40	九州電力の徳永です。まず本件の審査会、審査資料のクオリティの確保という意味では、今、作成している是正処置計画、
1:36:50	に基づく相当の品質の確保という意味では我々3月の間、川内も含めて今回24日まで紐付けチェックまで行いましたので、24日時点までで、
1:37:02	一通りの確認を終えているというふうに思って、これまでの分はですね、今後この是正処置でフィックスされれば、基本的にこの是正処置計画に基づいて今後の資料を作成していくという流れになっていくということで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:17	この本件審査資料についてはそういった流れになろうかと思ってございます。この次、是正処置の実施中というところにつきましては、今後その比木、今回の事象があったところの教育というところも含めて4月いっぱいとか5月のちょっとかかるかもしれませんが、
1:37:35	会社の中に水平展開を図っていくと、こういう事象がありましたという共有化とか、教育とかです。そういうものも含めてのこの実施中というところでございますので、
1:37:46	これはもう少しちょっと、あと4月かかっていくようなものになっていくかと思ってございます。
1:37:53	以上でございます。
1:37:58	九州電力の明石でございます。ちょっと補足させていただくと、是正処置、大きくは我々ルール化しますと言っているところ、そこをまずルールに反映すると、これはもう速やかに行います。
1:38:09	で、もう一つルール化するところと教育を行います。うたっているところについても速やかに実施いたしますが、ここは対象となる。
1:38:20	ところは当社のみならず委託先もありますのでここはちょっと一定程度に時間がかかるかなと思ってますけど4月いっぱいぐらいかかるかなと。基本的には、
1:38:30	で、そのあとのこの是正処置の有効性のレビューは後は繰り返しPDCをやりにながらになりますので、もうそれをもってそれが、
1:38:40	見えないと是正処置が終わらないということにはならないと思いますけどもどこ、どの段階で良しとするかということについては、極力ちょっと教育については急ぎますけども
1:38:53	ルール化するというところと教育を完了することをもって是正処置としては、区切りというところはおかしいですけど一旦、
1:39:04	終わるというか、一区切りになるのかなとは思いますが。
1:39:11	規制庁の名倉です。
1:39:15	栗田C、具体的に聞いたかったのは、
1:39:20	今後、
1:39:22	例えばですけど、川内玄海って地下構造モデル。
1:39:26	構築しないといけないじゃないですか。それを今後、審査会で審査するわけじゃないですか。
1:39:33	それについては今回のこの是正措置を反映した品質保証体系で資料を提出して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:39:42	それぞれをもとに審査会合を実施する。
1:39:45	という一応理解でよろしいですね。
1:39:49	九州電力の明石でございますもうその通りでございます。今回定めたルールにのっとり、定め、資料を作成し確認をして、
1:40:00	ご提出することとともに、その関わるものはすべて、教育を受けた上でその認識を持って取り組んでやるということで、今後のの地下構造についての審査会合、審査、
1:40:13	に対応させていただきます。以上でございます。
1:40:18	4 ナグラです。
1:40:19	ですから教育そのものに関して、いつ実施してそれをどれぐらいまでに、どの範囲で完了するかってのはそれは御社の裁量でやる話であって、
1:40:29	そこは実施します。
1:40:31	で、それをある程度、実施した状況を踏まえて、多分資料は提出されると思うので、
1:40:37	一応そういった処置としては、間完了して箇所中を通したものと処置として、
1:40:45	是正処置が策定されてそれを実施した状況、結果として、
1:40:51	今後の審査資料は提出されて審査を実施していくということになるという、1 回と。
1:40:59	そういうふうに理解しました。
1:41:12	はい。資料の方ですね。
1:41:15	だから、
1:41:16	また、
1:41:17	何でヒアリングの申し込みというのはまず資料、
1:41:20	一旦、資料ができ次第、
1:41:23	確認すると必要があれば、またヒアリングを
1:41:28	お知らせしますご連絡しますんで、
1:41:30	よろしければ以上で終了します。ではヒアリングの方以上で終了しますお疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。